

第3回国土交通省海洋政策懇談会 議事概要

○海洋に関し国土交通省が取り組むべき課題及び施策に関して、6名の委員より意見発表をいただいた。概要は以下のとおり。

(阿比留委員)

- ・それぞれの離島にある固有性を活かした自立的な振興が可能となるような施策展開を図る必要がある。
- ・有人離島は排他的経済水域等の保全、管理、開発等の多面的拠点として重要であるが、人口減少、高齢化等による地域の衰退が著しい。離島の有する国家的・国民的役割、国家の安全保障上の役割等を果たす上で、定住促進と交流の拡大が喫緊の課題である。
- ・離島の定住施策として、U I Jターンを受け入れる混住コミュニティ文化の創出、交流促進、海洋性レクリエーションの促進などを図る必要がある。
- ・産業・雇用開発等による定住促進や、交通・流通・情報インフラに関する本土・離島一体化と往来コストの低廉化が必要である。
- ・自然、文化等の固有性に即した社会実験など、従前にはない施策を推進できる規制緩和措置を検討する必要がある。
- ・離島のニーズに即した固有の振興策を駆使できるソフト施策、分野横断的複合施策の展開、支援制度の拡充・創設が必要。例えば、離島一括交付金の創設などが考えられる。
- ・海洋空間の保全・利用の基本方針を策定し、海域を区分して管轄主体を定め、保全・利用を進めるなどの必要性があるのではないかと。
- ・海洋性レクリエーションの振興に向け、広大なEEZを絡めたクルーズの振興を検討してはどうか。
- ・歴史的文化的海域である瀬戸内海を海の人材育成地域(インキュベーター)として位置づけ、保全・振興を強化できないかと。
- ・海洋政策の地域展開として、地域の自立的取組を促進する実験研究プロジェクトやモデル事業、モデル地区の設定など、地域の取組への支援を検討してはどうか。

(有本委員)

- ・ツイッターを用いて、「日本の領海とEEZを合わせた広さ」や「日本の島の数」について質問をしたところ、数百人の回答があったが、正解者は半数にも満たなかった。

- ・パブリック・リレーションは、あらゆるステークホルダーに対して情報を発信し、コミュニケーションを図るものであり、双方向性が求められる。このような活動を積極的に行うことは、官民の政策調整にも貢献するとされている。
- ・パブリック・リレーションの実施においては、1つのA（Accurate）と4つのF（Fast, First, Frequent, Friendly）を重視すべきである。海洋に関するニュースバリューになる情報（メディアがとりあげやすい情報）を正確、迅速にある程度の頻度で親しみやすく発信することが必要ではないか。
- ・「親しみやすく」という観点が最も難しいと思われる。親しみやすく情報を発信するためには、インターネットを使ったソーシャルメディアが適しており、リスクを伴う側面もあるが、最近では国内外の公的機関でうまく活用している事例が見られる。
- ・このような新しい情報ツールの活用なども考えながらパブリック・リレーションを進めていくべきである。日本が海洋国家であることや、フロンティアとしての海洋の重要性を親しみをもって知ってもらうことが重要である。

（岩見委員）

- ・日本人の海洋に関する意識・感覚が政策展開の基礎になるものと考えるが、我が国では、海洋国家・海洋立国だということを疑うことなくそれを前提として政策展開されていると感じている。
- ・日本人の海に対する意識は、挑んでいく海というよりも眺める海というものに近いのではないか。
- ・海の日を制定する一方で、海に挑むという政策が進んでいるわけではなく、むしろ衰えている面があるのではないかと感じる。
- ・日本人が海洋民族であるかは疑問がある。農耕民族の保守的な文化が島国の中で定着していて、科学技術が進歩し貿易が盛んになってもなかなか民族性は変わらない。むしろ、海洋の特性をしっかりと学んで島国民族の強靱さを活かしていくべきではないか。
- ・日本は海洋国家、日本人は海洋民族ということの大前提とするその思い込みや気負いは一回捨てるべきではないか。「農耕民族にとっての海洋政策とはいかなるものであるか」という視点から政策展開をしなければ、国民との意識にずれが生じるのではないか。

（黒田委員）

- ・国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾の選定は終えたが、これを実現するための政策を強力に推進する必要がある。

- ・北極海航路、シベリアランドブリッジ、チャイナランドブリッジなど新たな物流ルートの開発が国際的に進められているが、日本は立ち後れている。
- ・大型船舶に対応するために、開発保全航路の規格の見直し等が必要である。
- ・離島航路については、地方自治体の補助にも限界があり、どのように安定的に確保するのかを考える必要がある。
- ・海底資源、エネルギー資源の受入拠点を検討する必要がある。
- ・今後しばらくの間、エネルギーとしてLNGが重要な役割を果たすものと想定される。国家備蓄基地、輸入基地、パイプラインなどを検討しておく必要がある。
- ・津波災害等に対応するため、ユビキタスを活用した防災都市の構築を進める必要があるのではないかと。
- ・臨海部の石油コンビナートにおける防災対策が必要である。
- ・地球温暖化への対応として、ゼロエミッションを目指した物流体系の構築が必要である。陸上からの船舶への電源供給など港湾における低炭素化を進める必要がある。
- ・日本海・黄海における海底資源開発等に対応した、国際的な海洋環境保全・汚染防止協定の締結が必要ではないかと。

(寺島委員)

- ・EEZは、各国が国際法に基づき管轄権を付与された海域であり、これをしっかり管理していることを国内外に示すために、管理制度の整備が必要である。EEZ・大陸棚の総合的な管理に関する法制を整備し、我が国の海域の権益を確保するとともに、海洋の開発・利用・保全・管理の仕組みを明らかにし、民間の海洋産業の参入を容易にする必要がある。
- ・EEZの管理に重要な役割を果たす国境離島市町村に対し、行財政の支援措置を講じる必要がある。
- ・離島が存在しない海洋域においては、「洋上基地」を整備して、海洋観測、科学調査、資源探査等の支援基地とするとともに、権益確保のためのプレゼンスを高めるべきである。
- ・EEZ・大陸棚の管理のための船艇・航空機等の整備・能力向上や、人工衛星等を利用した洋上広域監視体制の構築・強化を図る必要がある。
- ・沿岸域に沿って発達してきた地方社会の衰退が懸念されている。これに対しては、海洋基本法における沿岸域の総合的管理の規定に基づく陸域・海域を一体的にとらえた施策を進めるべきではないかと。例えば、閉鎖性の高い内湾、島の内海など、自然的社会的条件から見て陸域と一体的に施策を講じる必要がある海域を市町村及び都道府県の行政区域に編入し、地域が自ら沿岸

域の問題に取り組める仕組みが必要である。そのためには国が「指針」を示し、地方公共団体が中心となり事業者・住民等の関係者が参加する「協議会」が「沿岸域総合管理計画」を策定し沿岸域の問題に総合的に取り組む場合に、国が地方公共団体に技術的・財政的支援を行うといった「沿岸域総合管理制度」の導入を進めるべきである。

- ・我が国が、新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関して深い理解と関心を持ち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築する必要がある。
- ・小学校、中学校及び高等学校において海洋に関する教育が適切に行なわれるよう、学習指導要領への位置づけ、海洋に関する具体的な教育内容及び方法の明確化、学習環境の整備、学校への支援体制の構築、海洋教育の担い手となる人材の育成、海洋教育に関する研究の推進等を図る必要がある。
- ・相互に密接な関連を有している海洋に関する問題を総合的に捉えることのできる幅広い知識や能力を有する人材を育成するため、大学等において専門的、かつ学際的な教育・研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界とも連携しながらインターン実習の推進や、社会人再教育等の取組みを推進する必要がある。
- ・地球温暖化の抑制に向けた自然エネルギーの利用促進が不可欠である。福島原発事故を受けて加速した洋上風力発電の取組みを推進するとともに、さらに波力、海・潮流、潮汐、海水温度差、バイオ燃料などの海洋再生可能エネルギーの開発・利用に取り組む必要がある。
- ・沿岸漁業の盛んな我が国の現状を踏まえ、洋上風力発電と養殖等を組み合わせた「漁業協調型洋上風力発電」の導入や、離島・半島地域におけるエネルギーの地産地消を目指した洋上風力発電の導入など、再生可能エネルギーと他分野の政策を組み合わせた取組を検討するべきである。

(道田委員)

- ・どのような海であるのかを知っていなければ、海洋の的確な利用や保全ができない。このため、基盤となる情報が大事である。
- ・海洋管理、海洋利用等、包括的に海洋基本計画に盛り込まれている様々な施策を展開する上で、ベースとなる海洋のデータや情報を整備する必要がある。取得したデータ使いやすくする「下流部分」は、海上保安庁などの取組などにより徐々に対応が進んできているが、新たにデータを取得する「上流部分」については充実の必要があるのではないか。
- ・長期展望に基づくモニタリングの設計と実施など、総合的な海洋調査戦略が必要である。管轄海域の状態を知っておくことは当然として、管轄海域外に

影響を及ぼす事態への対応も念頭に、基本的情報をしっかり取得していくことが重要である。継続的にモニタリングすることにより、何かが起きた時に対処可能となる。

- ・ 目的を精査した上で、実現可能かつ効果的な観測計画を策定する必要がある。そのためには、必要な時空間分解能や投資する資源量などを十分に検討する必要がある。
- ・ 研究開発機関と調査機関の緊密な連携を図り、新たな技術を積極的に導入するなど産学官連携によるモニタリングの展開が必要である。
- ・ 世界でも有数の海洋調査能力を有する我が国として、海洋観測分野における国際貢献のあり方を議論する必要がある。海洋観測新興国が台頭する中、我が国としての戦略的取組が必要である。

○続いて、意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- ・ 海洋全体の管理や計画を考える上で、まずは海域に名称を付けるべきではないか。海洋の自然的条件等を把握し、海域の特性に応じて名称を付けることで自ずと利用・保全の議論に進むのではないか。
- ・ 海洋がどういう状態にあるかをしっかり把握するためには海洋台帳が重要。情報を把握し、整理し、共有する必要がある。また、海域に名称を付けることは管理の第一歩としても大事である。
- ・ 委員より提案のあった漁業協調型洋上風力発電は、再生可能エネルギーに漁業という視点を組み合わせたものであるが、このような他の視点も組み合わせた価値をつくることは重要な点である。
- ・ 海の重要性を分かりやすい言葉、伝わりやすい言葉で国民に説明していくことが重要である。国土交通省からの情報発信に関してもその方法を検討する必要がある。
- ・ 海は21世紀の日本の残されたフロンティアであり、そこをしっかりと開発・保全していくことが大事だということを国民の意識の中に位置づけていく必要がある。
- ・ 国境離島市町村に対しては、離島振興を大前提として、さらに対応を考えるべきである。
- ・ 国の管理する範囲が海に広がるのであれば、離島や沿岸域を強化していく必要があり、その際は基礎的な自治体としての市町村にも目を向けるべきである。
- ・ 海に対して、気がついていない新たな価値を見つけるという視点に基づき取

組を進めるべきである。

○続いて、今後の検討の取扱いについて事務局より資料6を説明し、その上で意見交換を行った。概要は以下のとおり。

- ・ MITEC (Monitoring, Information, Technology, Education, Communication) の要素を盛り込むべきではないか。海洋政策を構成する重要なキーワードであると考え。
- ・ フロンティアという言葉は盛り込むべき。また、イノベーションという言葉が抜けている。様々なものを組み合わせて社会的経済的価値を創造する視点を盛り込むべき。加えて、基礎研究と人材育成の観点も必要である。
- ・ 総論には海洋国家、海洋立国という要素を盛り込むべき。また、海洋基本法と海洋基本計画との間にはかなりの差があると認識。海洋基本計画の見直しにあたり、この点についても考える必要がある。
- ・ 海洋基本計画に位置づけられた取組は、個々の課題としては適切に抽出されていると思われるが、これらをどのように組み合わせるのか、またはどこに火をつけると、どこにどのような効果が表れるのかといったストーリーがはっきりしていなかった。これらのストーリーを分かりやすくまとめていくことで、総合的管理というものが国民にも理解されやすくなるのではないか。

○来生座長の指示により、委員の意見発表や今後の検討の取扱いに関する議論を踏まえ、事務局において報告書の素案を作成し次回懇談会に提示することとなった。

以上